

阿市教第3682号
令和2年3月11日

各小・中学校長 様

阿蘇市教育長 阿南 誠一郎
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業（休校）期間
の延長について（通知）

このことについて、熊本県教育長から、別添写しのとおり通知がありました。
つきましては、貴校の職員に周知願うとともに、別紙事項及び令和2年3月
11日付け阿市教第3678号で通知しました「新型コロナウイルス感染症拡
大防止を目的とした臨時休業の延長等について（通知）」をご留意のうえ、適切
に対応願います。

阿蘇市教育部教育課
学務係 担当：山部 伸介
TEL：0967-22-3229
FAX：0967-22-5205
e-mail:shinsuke-y@city.aso.lg.jp

教政第1392号
令和2年3月11日

各市町村教育長 様
(熊本市教育委員会を除く)

熊本県教育長 古閑 陽一

新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業（休校）期間の
延長について（通知）

このことについては、令和2年2月28日付け教政第1310号において、3月2日（月）から3月15日（日）までの臨時休業について通知したところです。

新型コロナウイルス感染症は、現在もなお、全国的に感染予防の重要な局面にあり、感染者6人が発生している本県としても万全の措置を講じる必要があることなどから、県立学校における3月16日（月）以降の対応について、下記のとおり決定し、別添写しのとおり通知したところです。

つきましては、各市町村教育委員会におかれましても、別紙の事項に御留意のうえ、市町村の関係部局や関係機関と連携のうえ、適切に対応いただきますようお願いいたします。

なお、臨時休業中の職員の服務については、令和2年2月26日付け教人第1543号等を参考に、引き続き適切に対応されますよう、併せてお願いいたします。

記

- 1 臨時休業（休校）を延長する期間
春季休業の開始日まで
- 2 修了式・登校日等について
 - ・それぞれの学校で期日を定めている修了式は実施可能。
 - ・児童生徒の心身の健康維持や学習支援のために必要な場合は、各学校長の判断で登校日を設定することは可能。ただし、日数については必要最小限とし、学年ごとの分散登校を行う等、一度に多くの生徒が長時間集まることがないように配慮すること。

※いずれの場合も、新型コロナウイルス感染拡大防止に最大限の配慮を行うこと。

別紙

一斉臨時休業（休校）に伴う留意事項について

1 感染症対策及び健康管理

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための休校であることを児童生徒及び保護者に説明し、以下の点に留意して予防に努めること。

- ・人の集まる場所等への外出を控え、基本的に自宅で過ごすこと。
- ・自宅においても、感染症対策（咳エチケット、こまめな手洗い・うがい、部屋の換気等）をしっかりと行うこと。
- ・規則正しい生活習慣を心がけ、体力維持につながる適度な運動も行いながら、心身の健康管理に努めること。

2 学習指導及び教育課程関係について

○教育課程に関すること

3月末までに指導すべき内容の指導を行うことができなかった場合には、次年度に補充のための授業として前学年の未指導分の授業を行うことも考えられるため、学習の状況を次年度担当や進学先の学校へ確実に引き継ぐこと。

○家庭学習に関すること

- ・家庭学習を課すに当たっては、家庭学習の内容や量について学校として共通理解を図り適切に対応すること。
- ・家庭と連携を図りながら、児童生徒が自ら計画を立てて学習できるよう、学習習慣形成を促す取組を推進すること。
- ・家庭学習の具体的な取組例については、令和2年（2020年）3月4日付け教義第923号の「臨時休業期間における学校の取組の工夫」及び令和2年（2020年）3月9日付け教義第931号の「フォローアップ及びドリルプリント等の配付及び活用について」を参考として、各学校の実情に応じて、指導の充実に取り組むこと。
- ・必要に応じて、県教育委員会ホームページの「臨時休業（休校）期間中の家庭学習支援」を利用すること。

<http://kyouiku.higo.ed.jp/page10802/page10883/>

3 部活動について

部活動については、臨時休業中の活動を休止すること（練習試合、対外試合、演奏会、校外活動等を含む）。

4 家庭との連携について

臨時休業（休校）期間中の児童生徒の状況については、家庭訪問や電話連絡等により適宜適切な把握に努めるとともに、家庭と学校との日常的な連絡先を再確認するなど、相互の連絡体制を整えること。

5 新型コロナウイルス感染症に伴う差別やいじめ等への対応について

臨時休業（休校）期間中においても、児童生徒等からの差別やいじめ等の相談に関しては、既に各学校で整備されている教育相談体制等を活用し、組織的に対応すること。

6 児童生徒の心のケアについて

新型コロナウイルス感染症に対する不安の軽減や解消を図るため、児童生徒の心のケアに引き続き努めること。また、専門家等の支援が必要な場合は、スクールカウンセラー等と連携した対応を行うこと。

7 多様な受入れ先の確保について

臨時休業（休校）に際し、特に小学校低学年の児童において家庭での対応が難しい場合については、地域の放課後児童クラブや障害福祉サービス等との緊密な連携による多様な受入れ先（子どもの居場所）の確保が必要であること。

については、各市町村福祉部局と連携し、放課後児童クラブ等の受け入れ状況を再度把握したうえで、別添1及び別添2を参考に、学校の受け入れ体制の強化について検討願いたい。

【問い合わせ先】

- 感染症対策健康管理に関すること
教育指導局体育保健課 平江、渡辺
096-333-2712
- 学習指導及び教育課程に関すること
教育指導局義務教育課 鈴嶋、平野
096-333-2688
- 部活動に関すること
教育指導局体育保健課 平江、鳴瀬
096-333-2711
- 差別やいじめ等への対応に関すること
教育指導局人権同和教育課 岩本、富田
096-333-2702
教育指導局学校安全・安心推進課 川浪、木山
096-333-2720
- 心のケアに関すること
教育指導局学校安全・安心推進課 川浪、船場
096-333-2720
- 多様な受入れ先の確保に関すること
教育指導局義務教育課 村田、徳川
096-333-2689

子未来第1252号

教義第899号

令和2年(2020年)2月28日

各市町村長 様

各市町村教育長 様

熊本県健康福祉部長 渡辺 克淑

熊本県教育長 古閑 陽一

県内学校の臨時休業への対応について(依頼)

このことについて、令和2年(2020年)2月28日付け教政第1310号で「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業」について通知し、市町村教育委員会におかれても適切に対応するようお願いしたところです。

今回の臨時休業は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのものであり、児童生徒には、人の集まる場所等への外出を控え、基本的に自宅で過ごすよう要請しています。

しかしながら、今回の臨時休業により、特に小学校低学年の児童等において、家庭での対応が難しい場合は、多様な受入れ先を検討する必要があります。

つきましては、下記の例示などを参考に御検討のうえ、対応いただくようお願いいたします。

なお、下記(1)～(3)による対応等が難しく、保護者等から受入れ先がないなどの相談があった場合は、貴市町村首長部局と教育委員会とで連携のうえ、個別の事情に応じ、適切な対応をお願いします。

記

- (1) 放課後児童クラブ(登録児童に限る。)や放課後子供教室での受入れ
- (2) 特別支援学校・学級の児童生徒は、障害福祉サービス等の福祉施設での受入れ
- (3) テレワーク(在宅勤務)や子連れ出勤ができる環境づくりに向けた企業への依頼・要請

【担当】

子ども・障がい福祉局子ども未来課 村上、山下

096-333-2225

教育指導局義務教育課 徳川、彌永

096-333-2689

教政第1349号

子未来第1281号

障がい第1719号

令和2年（2020年）3月4日

各市町村長 様

各市町村教育長 様

熊本県教育長 古閑 陽一

熊本県健康福祉部長 渡辺 克淑

新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した
放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について（通知）
このことについて、令和2年（2020年）2月28日付け子未来第1252
号及び教義第899号「県内学校の臨時休業への対応について（依頼）」により、
保護者等から受入れ先がないなどの相談があった場合は、貴市町村首長部局と
教育委員会とで連携のうえ、個別の事情に応じ、適切な対応をお願いしたところ
です。

このたび、別添のとおり、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、子供の居場
所の確保を図るための取組方策等が示されましたので、各取組を推進のうえ、子
どもの居場所の確保に御尽力されますようお願いいたします。

なお、各市町村の放課後児童クラブ等から要請がありましたら、別添資料のと
おり、体験活動ボランティアチームを派遣いたしますので、併せてお知らせいた
します。

【問い合わせ先】

○放課後児童クラブ等の業務に教職員が携わることについて

子ども・障がい福祉局子ども未来課 村上、山下

096-333-2225

教育指導局義務教育課 村田、徳川

096-333-2689

○学校において子どもを預かる際の衛生管理について

教育指導局体育保健課 平江、渡辺

096-333-2712

○放課後子供教室の実施及び体験活動ボランティア派遣について

教育総務局社会教育課 須恵、北岡

096-333-2699

○特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒について

・放課後等デイサービス事業所における対応に関すること

子ども・障がい福祉局障がい者支援課 小崎、小路永

096-333-2233

・特別支援学校等学校における対応に関すること

教育指導局特別支援教育課 宮本、田崎

096-333-2683

○学校の教室等の活用について

教育総務局施設課 相馬、池田

096-333-2714

体験活動ボランティアチーム一覧

別添資料

| | チーム名 | 派遣 可能 人数 | 主な活動内容 | 派遣可能地域 |
|----|---|----------------|---|-----------------------|
| 1 | 作って遊ぼう | 1 | はさみと糊を使って、家庭にある身近な材料で作って遊べるおもちゃを作ります。紙飛行機・厚紙ブーメラン・かざぐるま各種・キッチンペーパーアニマル・空気砲・浮かせ玉・PPハンドボールなど ※材料費が1人当たり数十円かかることもあります。 | 県下全域 |
| 2 | テアトロあまくさ 朗読チーム | 4 | 小学校国語の教科書にある物語教材の朗読。読み聞かせとはひと味違った朗読の良さを感じてください。創設30周年の老舗劇団。表現遊びも行っています。 | 天草・芦北 |
| 3 | はなてばこ | 4 | 熊本弁を思い出して欲しいという思いで活動を行っています。 ・熊本弁でおしゃべり　・熊本の歌や民謡 ・コミュニケーションゲーム、手遊び、絵本　等 | 玉名・菊池・山鹿 阿蘇・上益城・宇城 |
| 4 | 一般社団法人 Arts and Sports for Everyone | 11 | 障がい者スポーツ”ポッチャ”の体験。時間に余裕がある場合は、障がい者スポーツに関する講義（クイズ形式）を行った上で、実際に障がい者スポーツの一つである”ポッチャ”を体験することができます。共生社会の実現に向けた活動を行っています。 <u>※土日も可能</u> | 熊本市近郊の地域 |
| 5 | みんなのあませい (天草青年の家) | 7 | クラフト指導を中心に行います。 | 天草・宇城 |
| 6 | 学びの杜 清流 (菊池少年自然の家) | 6 | ・工作（創作活動が可能） ・ニュースポーツやかけっこ教室　等 | 県下全域 |
| 7 | つばなれの会 | 4 | ・日本の伝統芸能である落語（子供向け）を行います。 | 県下全域 |
| 8 | うたせの丘 (芦北青少年の家) | 13 | レクリエーション、シャッフルボード、ペタンク、ガガなどのニュースポーツ体験、形に残る創作活動 ※創作活動では材料費や可能人数の制限があります。 ・プラホビー（100円・上限なし）　・ホワイトホビー、ホットホビー（上限なし）　・流木ストラップ（50円・上限なし）　・ミニ焼き杉づくり（80円・上限なし）　・焼き杉（100円・上限40人）　・キャンドルづくり（100円・40人） | 芦北・八代・球磨 |
| 9 | とよドン家 (豊野少年自然の家) | 6 | 自然物（どんぐり・松ぼっくりなど）を使用した製作活動やレクリエーション活動、RDチャレンジ、ガガ、ペタンクなどのニュースポーツ活動を行います。 ※創作活動に関しては材料費が必要になります。 | 県下全域 |
| 10 | 国立阿蘇青少年 交流の家 | 12 | 押し花コースターなどの工作、キンボール等のニュースポーツ、仲間づくりや交流活動としてのレクリエーションを行います。 ※工作については材料費が必要になります。 | 県下全域 |
| 11 | ぷりん (大学生チーム) | 1 | 様々な活動の応援をします。 | 熊本市内から公共交通機関で通える近郊地域 |
| 12 | はらぺこあおむし (大学生チーム) | 7 | 様々な活動の応援をします。 | 荒尾・玉名・菊池 |

【問い合わせ先】

熊本県教育庁社会教育課 須恵・北岡
TEL 096-333-2699